

はじめに.5 地域公共交通計画は従来の計画から何が変わったのか？

令和 2 年の活性化再生法の改正に伴い、従来の「地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画と呼びます）」に代わる、新たな法定計画として地域公共交通計画の作成が努力義務化されました（法改正に伴う網形成計画・地域公共交通総合連携計画（以下、連携計画と呼びます）の取り扱いについては詳細編 1.5 で説明します）。

⑤ 地域公共交通計画と従前の計画の違い

地域公共交通計画は、従来の計画に対し対象や内容、位置づけ、実効性確保のそれぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としています。

▼地域公共交通計画と従前の計画の違い

	地域公共交通計画 (令和 2 年～)	網形成計画 (平成 26 年～)	連携計画 (平成 19 年～)
計画の 対象	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む 地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> バス交通などの活性化・再生を目的としており、特定の交通機関に特化した計画の作成も可能
位置 づけ	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による作成を法的に努力義務化 基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による作成が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による作成が可能（ただし、複数市町村での作成も可能）
実効性 確保	<ul style="list-style-type: none"> 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 定量的なデータに基づく PDCA の取組を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り具体的な数値指標を明示 原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り具体的かつ明確な目標を設定